

2024 年 6 月 25 日

公立大学法人大阪
理事長 福島 伸一 様

公立大学法人大阪
監事 白井 弘 ⑩

監事 前田 裕子 ⑩

監査報告書

地方独立行政法人法第 13 条第 4 項の規定に基づき、公立大学法人大阪の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 5 期事業年度における業務の執行及び財務に関する状況について、監査しました。その結果について、以下のとおり報告します。

1 監査の方法の概要

2023 年度監査計画に基づき、役員会その他重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、理事長等から業務運営の報告を聴取し、各部局等の責任者から業務処理の状況を聴取するとともに、書面・証拠書類の査閲、現物確認や視察などにより、業務実施状況及び会計に関する執行状況について確認しました。加えて、研究推進課から不正防止計画等の公的研究費の管理・監査に係る取組みについて説明を受けるとともに、監査室の監査の方法についてヒアリングし、監査報告の内容について説明を受けました。

また、財務に関する状況に関しては、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して、監査を行うとともに、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書に関し、監査の方法の概要及び結果について報告並びに説明を受け、検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 法人の業務が法令等に従って適正に実施されているものと認めます。また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 法人役員の職務執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人業務の適正を確保するため、業務方法書等を改正し、内部統制システムの整備運用状況の評価を効率的に実施できるように努めていることを認めます。また、特に指摘すべき事項はありません。
- (3) 理事長・理事の業務執行に関し、不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実はありません。
- (4) 研究不正防止への取組は適切に実施されているものと認めます。
- (5) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認めます。
利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (6) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

以上